

第5号議案 2018 全異連全国大会in米子について

◎守山実行委員長より現状と今後の進め方について説明があり、各担当部門で実行予算の策定を行うとともに、実施計画の策定を急ぐこととした。

(参考)

現行会則 (平成28年5月10日 現在)

[人と人との発展的拡大を目指して]

山陰異業種交流会「ビジネス21」会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、山陰異業種交流会 ビジネス21 (以下「本会」という) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (以下「損保ジャパン日本興亜」という) 内に置く。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 本会は自主運営を以って会員相互間の情報交換、交流を図ることにより、会員企業の体質強化並びに事業の拡充を目指し、会員相互が啓発しあい、会員企業の発展と共生を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 会員間の良きパートナーとの出合いの場を提供し、研究会、情報交換、販売協力、支援、提携等のビジネスチャンスを広げ、交流を図る場として月例会を開催する。
- ② ビジネスとその方法に関する調査研究と建議。
- ③ ビジネスに関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動。
- ④ 新商品、ニュービジネスの促進と交流の拡大。
- ⑤ 友誼団体との協調、連携。
- ⑥ 会誌の発行並びに上記各項の活動を行うに必要な各種資料の刊行配布。
- ⑦ その他前条の目的を達するために必要な活動。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、政治、宗教、占い、マルチ商法等の行為者ならびに会員に多大なる迷惑となるビジネス業種及び法に抵触する者を除き、鳥取県西部及びその周辺に本社、または事業所を置き、本会の目的及び活動に賛同する者とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、次の各項目に従い会員資格を取得する。

- ① 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、会員または損保ジャパン日本興亜の推薦により世話人会の承認を得て入会することができる。
- ② 会員の登録は、原則として一業種一社とする。ただし、会長並びに世話人会が加入の影響が現在の会員に及ばないと判断する場合、充分に関係する現会員や、新たに加入の手続きを行う者の意見を聴取した後、加入を承認した場合は会員登録を行う。

(会員の権利義務)

第7条 会員は次の各項についての権利と義務を有する。

- ① 会員は本会の活動につき、その便宜を受ける権利を有する。
- ② 会員は本会の運営活動に積極的に参加する権利及び義務を有する。
- ③ 会員はこの会則及びその他の規則並びに総会の決議に従う義務を有する。
- ④ 会員は原則として毎月例会に出席し交流活動をしなければならない。
- ⑤ 会員は通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しなければならない。
- ⑥ 会員は月例会や総会・月例会で承認した本会が主催する行事等について、少なくとも開催日の1週間前までに欠回答の義務を有する。
- ⑦ 会員は通常総会と月例会に出席した場合、名札を必ず着用する義務を有する。

(資格の喪失)

第8条 会員は自らの意思により本会を退会する場合を除き、次の各項の一つ以上に該当する場合には、世話人会の決議によりその資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しない場合。
- ② 総会・月例会に連続3回以上出欠の返事がない場合。
- ③ 総会・月例会に連続6ヶ月以上欠席の場合。
- ④ 同一会社で他部門へ移動時、従来の会員職種と競合する場合。

- ⑤ 転業、転職や別会社へ出向したとき。ただし、この場合従来からの会員と競合しない場合に限り、世話人会の承認により再入会できる。
- ⑥ 会員の所属する事務所が閉鎖又は解散した場合。
- ⑦ 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合。

2 1項の②並びに③に該当する場合であっても、会長並びに世話人会が会員資格の継続を承認した場合には会員資格を喪失しないが、第6条の②の一業種一社の原則は適用しない。（当該会員の同業者の加入を認めることができる。）

ただし、会長並びに世話人会が会員資格の継続を判断する場合、充分に関係する会員等の意見を聴取して判断するものとする。

（全異連への加盟）

第9条 本会は会員の横断的交流活動を支援し、会員のビジネス発展に資するため全異連に加盟する。

第4章 役員

（役員の種類）

第10条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ② 副会長 3名以内 ③世話人 30名以内 ④事務局長 1名
- ⑤ 会計 2名以内 ⑥ 監事 2名 ⑦ 幹事 1名

（役員を選任）

第11条 役員を選任は次のとおり行う。

- ① 会長、副会長、世話人及び監事は、総会において会員のうちからこれを選任する。
- ② 事務局長は会員のうちから世話人会がこれを委嘱する。
- ③ 会計、幹事は、世話人の互選によりこれを選任する。

（役員職務）

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- ① 会長は会務を総理し、この会を代表する。また、全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を決議する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③ 世話人は世話人会を構成し、総会で決議された活動の運営にあたる。
- ④ 事務局長は世話人会の命を受け本会の事務を統括し、業務については世話人及び会員とこれを分担する。
- ⑤ 会計は本会の財務を総会と世話人会の決議を経て定められた方法によりこれを管理する。
- ⑥ 監事は本会の事業報告書及び収支決算書の監査を行う。
- ⑦ 幹事は全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を会長とともに決議する。

（役員任期）

第13条 役員任期は次のとおりとする。

- ① 会長、副会長、世話人、事務局長、会計、監事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- ② 増員又は補欠に選任された役員任期は前2項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- ③ 役員はその期間が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（役員解任）

第14条 本会の役員にふさわしくない行為があった場合、及び第8条により会員の資格を喪失したときは総会の決議によりその役員を解任することができる。

（役員報酬）

第15条 役員は無報酬とする。

第5章 委員会

（委員会）

第16条 第4条に規定する本会の活動を分担するため委員会を設け、委員会は総会で決定し設置する。また、委員会の委員長や委員は次のとおりとする。

- ① 委員長及び委員は世話人会の推薦によりこれを会長が委嘱する。ただし、委員長は世話人の中より委嘱するものとする。